

Distribution Agreement (販売店契約) ③

国際販売店契約を規制する独禁法と 代理店保護法

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
関西国際取引争訟研究会 会長



大貫 雅晴

国際取引に関して各国は様々な公法的規制を課している。国際的販売店契約に対しては、独占禁止法（競争法）と代理店保護法の規制が適用される。販売店契約の内容が競争秩序に影響を及ぼすような内容の場合には独禁法の規制、また、販売・代理店の一方的解約の制限、補償等、代理店保護法の規制が適用されることに留意する必要がある。

[I] 販売店契約と独占禁止法（競争法）

・国際契約は独占禁止法、競争法上の規制を考慮した契約書の作成が求められる。

1. 独禁法（競争法）の規制

一定の販売店契約（独占的販売店契約）の内容及びそれに基づく行為は、独占禁止法、競争法の規制の適用を受ける。違反に対しては排除措置、課徴金等が科せられる。当事者間で合意した条項でも、独占禁止法、競争法上の違法な条項は無効、執行不能となる。独禁法、競争法は原則的に属地適用がなされる（ケースにより域外適用もあり得る）ので、販売店の国、地域の独禁法、競争法が適用されることになる。

独禁法、競争法の規制の内容、罰則については、EU競争法、米反トラスト法、日本独禁法など、国、地域により異なり、適用を受ける地域、国のそれぞれの独禁法、競争法を調査、検討が必要となる。

例えば、日本の独禁法を例に挙げると、独禁法6条では「事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際契約をしてはならない。」としている。

2. 独禁法（競争法）上問題とされる販売店契約の内容

独禁法（競争法）上問題とされる販売店契約の内容については適用される独禁法、競争法により異なるが、日本の独禁法を例に挙げると、公正取引委員会が公表している「総代理店に関する独占禁止法上の指針」がある。

同指針によると、総代理店とは独占的販売店であり、独禁法の対象とされるのは「独占的販売店契約」であり、本人のために取引の媒介、仲介代理を行う「代理店契約」は対象とはならない。

1) 独占禁止法上問題となる条項

独占的販売店契約に規定される条項で、条項の規定内容によっては独禁法上問題とされる。その条項としては、下記の条項が挙げられる。独禁法（競争法）は公共政策的な強行法規であり、当事者間の合意で修正、排除することができないので、下記の条項の起案に関しては独禁法を留意する必要がある。

- ①再販売価格の制限
- ②競争品取扱いに関する制限
- ③契約終了後における競争品取扱制限
- ④販売地域に関する制限
- ⑤取引先に関する制限
- ⑥販売方法に関する制限

2) 独占禁止法上問題とならない条項

独占的販売権を付与する見返りとして、独占販売店に以下の制限、義務を課すことは独禁法上問題とはならない。

- ①契約製品の最低購入数量若しくは金額又は最低販売数量若しくは金額を設定すること
- ②契約製品を販売するための最善の努力をする義務を課すこと

3. 真正商品の並行輸入の不当阻害

独禁法（競争法）では、「真正商品」の並行輸入の不当阻害を独禁法に抵触する行為であるとしている。独禁法上問題となる行為としては以下の行為が挙げられる。

（注）並行輸入とは、第三者によって、独占販売・代理店とは別のルートから真正商品が輸入されること。

Distribution Agreement (販売店契約) ③

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
関西国際取引争訟研究会 会長

大貫 雅晴

商品は当該商標権を侵害しない真正商品(ホンモノ)を前提とする。偽物は対象外である。

- ① 海外の流通ルートからの真正商品の入手妨害
- ② 販売業者に対する並行輸入製品の取扱い制限
- ③ 並行輸入品を扱う小売業者に対する契約対象商品の販売制限
- ④ 並行輸入商品を偽物扱いすることによる販売妨害
- ⑤ 並行輸入商品の買占め
- ⑥ 並行輸入商品の修理などの拒否
- ⑦ 並行輸入商品の広告、宣伝活動

4. 独禁法(競争法)などの強行法規違反の条項と本契約を分離する分離条項

販売店契約の一部の条項が独禁法(競争法)に抵触、違法な条項として無効、排除された場合、残る条項規定、本契約も無効とされるのか否かが問題となる。分離条項(severability clause)は違法条項を無効条項として本契約から分離して、その他の条項及び本契約は有効とする規定である。

・分離条項 (severability clause) : (条項例)

The provisions of this Agreement shall be deemed to be severable and if any provision of this Agreement shall be considered unenforceable or in conflict with any applicable laws or regulations, any invalidity of any provision of this Agreement shall not affect the validity of the remaining provisions of this Agreement.

[II] 正当な事由の無い解約を規制する代理店保護法

・販売店契約は、解約、更新拒絶に伴うトラブルを念頭に置いた契約の締結が求められる。

海外企業との販売店契約を考える場合、多くの国で、代理店、販売店を保護する色彩の強い代理店保護法が制定されていて、代理店、販売店契約の終了に関する代理店保護措置を講じていることが多くある。代理店保護に関する法律は、当該国の公共政策的な強行法規であり、

当事者間の合意で修正、変更ができない。

代理店保護法は総称であり、各国毎に特別法、統一モデル法、民法、商法に規定が置かれ、その内容、形式は異なり、ケース毎に関係国の調査、検討が必要となる。代理店保護法の制限、規制の対象となる契約は、代理店契約と販売店契約である。

代理店保護法が制定されている地域、国は、例えば、EU、中近東、中南米諸国が代表例である。

① EU

EUでは、代理店保護法のモデル法としてEU理事会指令(Council Directive 86/653/EEC of 18 December, 1986)を制定、EU各国は、モデル法を基に、それぞれ独自の代理店保護法を制定している。

規制の主な内容としては、解約の事前予告、正当な事由の無い解約の制限、補償金の支払いである。

補償、賠償の規定は強行法規であり、当事者間の合意で修正、変更は出来ない。

② アラブ中東諸国の代理店保護法

アラブ中東諸国の代理店保護法は、特別法として代理店保護法を制定している。国によって異なるが、販売・代理店契約を政府当局に登録を義務付けている国が多くあり、シャーリア法の影響があり、販売店の解約については、契約の終了に加えて、登録した契約の抹消登録が義務付けられている。補償、賠償問題を含む場合は、それらの問題を解決しない限りは、實際上解約出来ないことになる。

③ 中南米諸国の代理店保護特別法、

中南米諸国の多くの国で代理店保護法を制定しており、その制度、内容は国により異なる。

契約を政府当局に登録を義務付けている国もある。その内容は、主に、解約の事前通告、正当な事由のない解約の制限、補償金の支払い等である。